

検察審査会の受理件数，議決件数等

	審 査 事 件									第 二 段 階 の 審 査			建 議 ・ 勧 告
	新 受			既 済					未 済	開 始	既 済		
	申 立 て に よ る も の	職 権 に よ る も の	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	その他（審査打ち切り・申立却下・移送）	合 計			起 訴 議 決	起 訴 議 決 に 至 ら ず	
平成 1 8 年	2,569	34	2,603	15	109	2,286	385	2,795	1,069				0
1 9	2,242	32	2,274	9	119	1,863	405	2,396	947				1
2 0	2,006	33	2,039	13	117	1,734	502	2,366	620				0
2 1	2,613	50	2,663	11	113	1,866	457	2,447	836	5	0	1	1
2 2	2,273	31	2,304	10	149	1,764	397	2,320	820	4	6	1	0
施行以来総計	145,240	13,483	158,723	2,376	15,227	89,049	51,251	157,903		9	6	2	543

- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり，その他はすべて被疑者数による延べ人数である。
2 「第二段階の審査」の「開始」は，平成 2 1 年 5 月 2 1 日以降に起訴相当の議決がなされた事件について，
検察審査会法 4 1 条の 2 第 1 項の通知を受け，又は，同第 2 項の期間が経過した人員である。